

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業の計画標準について) (都市計画法)

○近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業の計画標準について

〔昭和四十六年一月一日 建設省都計発第七四号 建設省都市局長から関係都府県知事、日本住宅公団総裁あて〕

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業に関する新都市計画法にもとづく計画標準については、おつて都市計画法施行令の技術基準等において定められることとなるが、技術基準等が定められるまでの間、工業団地造成事業の都市計画決定にあつては、昭和三十七年二月二十七日付建設省発都第三七号で建設事務次官より通達した「首都圏市街地開発区域における工業団地造成事業の計画標準について(別添)に準ずることとしたので知されたい。別添 [略]

(6) 旧都市計画法

●都市計画法

〔大正八年四月五日 法律第三十六号〕

改正	大正二二年	三月二十九日法律第二七号
	同 一五年	三月三〇日同 第三八号
	昭和 六年	三月三〇日同 第一五号
	同 六年	三月三一日同 第三〇号
	同 八年	三月二十九日同 第二二号
	同 九年	二月二日同 第五四号
	同 一五年	三月二十九日同 第六〇号
	同 一五年	四月一日同 第七六号
	同 二三年	六月四日同 第五四号
	同 二四年	五月三十一日同 第一六三号
	同 二四年	五月三十一日同 第一六八号
	同 二五年	五月二十四日同 第二〇一号
	同 二五年	五月三十一日同 第二一八号
	同 二六年	六月九日同 第二三〇号
	同 二九年	五月〇日同 第二二〇号
	同 三四年	四月〇日同 第一四八号
	同 三六年	六月一日同 第一〇九号
	同 三六年	六月五日同 第一一五号
	同 三七年	五月六日同 第一三七号
	同 三七年	五月六日同 第一四〇号
	同 三八年	七月一日同 第一三四号
	同 三九年	七月三十一日同 第一四一号
	同 三九年	七月三十一日同 第一四五号
	同 四〇年	六月二十九日同 第一三八号
	同 四一年	一月三十一日同 第一号
	同 四一年	六月三〇日同 第一〇一号
	同 四一年	七月一日同 第一一〇号
	同 四二年	七月二日同 第七五号
	同 四二年	七月三十一日同 第一〇三号

廃止

昭和四三年六月十五日法律第一〇〇号 (都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一〇号)第三條第三項の規定により、なお従前の例によることとされる。)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル都市計画法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

都市計画法

第一条 本法ニ於テ都市計画法ト称スルハ交通、衛生、保安、防空、経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為ノ重要施設ノ計画ニシテ市若ハ主務大臣ノ指定スル町村ノ区域内ニ於テ又ハ其ノ区域外ニ互リ執行スヘキモノヲ謂フ (昭八法三・昭五法七六・一部改正)

第二条 都市計画区域ハ市又ハ前条ノ町村ノ区域ニ依リ主務大臣之ヲ決定ス ②主務大臣必要ト認ムルトキハ関係市町村及都市計画審議會ノ意見ヲ聞キ前項ノ区域ニ拘ラズ都市計画区域ヲ決定スルコトヲ得 (昭八法三・金改、昭二四法二六三・一部改正)

第三条 都市計画、都市計画事業及毎年度執行スヘキ都市計画事業ハ都市計画審議會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ

②都市計画、都市計画事業及毎年度執行スベキ都市計画事業ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ告示シ行政庁ヲシテ関係圖書ヲ縦覽ニ供セシムベシ (昭二四法二六三・昭四二法七五・一部改正)

第四条 都市計画審議會ノ組織、権限及費用

二閱スル規定ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム (昭二四法二六三・昭二四法一六八・一部改正)

第五条 都市計画及都市計画事業ハ政令ノ定ムル所ニ依リ行政庁之ヲ行フ ②主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ行政庁ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ都市計画事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得 (昭二四法二六八・一部改正)

第六条 都市計画及都市計画事業ニ要スル費用ハ行政官庁之ヲ行フ場合ニ在リテハ國ノ負担トシ公共団体ヲ統轄スル行政庁之ヲ行フ場合ニ在リテハ其ノ公共団体ノ負担トシ前条第二項ノ規定ニ依リ行政庁ニ非サル者都市計画事業ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ事業ニ要スル費用ハ其ノ者ノ負担トス ②主務大臣必要ト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ都市計画事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得 (昭二四法一六八・一部改正)

第六條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ公共団体ヲ統轄スル行政庁ノ行フ重要ナル都市計画及都市計画事業ニ要スル費用ハ政令ノ定ムル所ニ依リ國ニ於テ其ノ二分ノ一ヲ負担ス (昭二四法一六八・追加)

第七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ公共団体ノ負担スヘキ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得 (一ノ部分は「第六條」となるはずの誤り)

第八條 削除 (昭一五法一〇)

第九條 都市計画区域内ニ存スル国有河岸地